

# 笠間市職員の令和２年度の働き方改革の取組について

## 1 男性職員の育児休暇・休業の取得推進

男性の家庭生活への参画促進は、男性自身の仕事と家庭生活の両立のみならず、女性の活躍促進と少子化対策の観点からも極めて重要です。子供が生まれた男性職員が育児に伴う休暇・休業の取得率向上を図るための取り組みを行います。

### ● 2週間以上の育休取得

育児休業と特別休暇や年次休暇を合わせて、合計2週間以上の育児に関する休暇の取得を目指します。

### ● 取得しやすい職場環境づくり

必要な業務分担の見直し等を行うなど職場のサポート体制の構築や、人事担当から十分な情報を提供を行います。

## 2 連続休暇等の取得推進

夏季休暇や年次休暇を組み合わせた連続休暇の取得など、年間5日以上 of 年次休暇の全員取得を目指します。

## 3 長時間勤務の是正

### ① 時間外勤務の上限ルール of 順守

時間外勤務の上限ルール（月45時間以下、年間360時間以下）について順守し、時間内に業務が終わるように効率的な業務を心掛けます。また、イベントや特別に対応が必要な業務を除いて、週休日の時間外勤務は行わないようにします。

### ② 業務 of 改善・見直し

常に業務 of 必要性を見直し、事業 of スクラップや業務委託 of 可能性、AIやRPAを活用した省力化、効率化への転換を検討します。

### ③ ノー残業デー

ノー残業デーを毎週火曜日とし、やむを得ないものを除いて会議を設定しないなど、定時で業務を終了できるようにします。

ノー残業デー当日は、17時30分に消灯します。

## 4 多様な働き方 of 推進

### ① 新たな休業制度 of 導入

職員 of 自己啓発等 of 促進や、仕事と家庭 of 両立を推進するため、自己啓発等休業や配偶者同行休業、修学部分休業制度などを導入します。

## ②時差勤務の拡充

業務能率の向上とワークライフバランスの実現を目的として、特別な理由がなくても時差勤務を可能とします。

| 取得事由   | 業務関連                                   | 子の看護<br>家族の介護                          | 理由不要                                 |
|--------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------|
| 出勤可能時間 | 5 : 00～13 : 15<br>の間に出勤し、<br>7時間45分を勤務 | 7 : 00～11 : 00<br>の間に出勤し、<br>7時間45分を勤務 | ① 7 : 30～16 : 15<br>② 9 : 30～18 : 15 |

## ③地域貢献活動を行う副業の推進

職員の職務外における地域貢献活動を促進するため、市内外の地域の発展、活性化に寄与するもので、公益性が高く、報酬を伴う活動について、許可基準を定め副業を推進します。

## ④ビジネス軽装の通年実施

冷暖房機器に頼らないビジネススタイルを定着させ、より一層の節電による地球温暖化防止につなげるための取り組みとして、ビジネス軽装を推奨します。

例) 軽快に行動できるためのポロシャツ、ジャンパー、スニーカー等の着用  
暑さ寒さを調整し、体感温度を保つ服装など

なお、議会や式典等でネクタイや上着が必要な状況においては、TPO をわきまえて対応することとします。